

# こども医療費助成制度 対象年齢を18歳までに拡大します

子育てしやすい環境の充実に図るために、県内の医療機関等において、平成31年4月診療分から現物給付の対象年齢を18歳到達の年度末までに拡大します。

今回の対象年齢の拡大に伴い、新たに対象となるお子様に対して、こども医療費受給資格者証を3月下旬に郵送しました。

平成31年3月診療分まで				平成31年4月診療分から			
対象区分	受給資格者証の色	県内	県外	対象区分	受給資格者証の色	県内	県外
未就学児	ピンク	現物 給付	償還 払い	未就学児	ピンク	現物 給付	償還 払い
小学生～ 15歳到達の 年度末まで	ベージュ			小学生～ 18歳到達の 年度末まで	ベージュ		

※未就学のお子様は、今までの受給資格者証を継続してご利用ください。また、小学校へ入学されるお子様へは、入学前（3月下旬）にベージュ色の受給資格者証を郵送しました。

## ◆助成の流れ◆

### 県内の医療機関（現物給付）

県内の医療機関等を受診する場合、「こども医療費受給資格者証」及び「お子様の健康保険証」を提示することで、窓口での入院・通院・調剤にかかる保険診療分の負担金について、お支払いがなくなります。

### 県外の医療機関（償還払い）

県外の医療機関等を受診する場合、窓口で保険診療分の負担金をお支払いいただき、診療月の翌月初日から1年以内に「こども医療費助成申請書」と保険診療点数等の記載された領収証原本を市に提出することで振込による助成となります。

## ◆ご利用にあたっての注意点◆

- ① 「こども医療費受給資格者証」と「お子様の健康保険証」を提示しない場合、現物給付を受けることができません。保険診療分の負担金を支払った場合は、診療月の翌月から1年以内に償還払いの申請をしてください。
- ② 重度心身障がい者医療費助成、または、ひとり親家庭医療費助成を受けている18歳到達の年度末までのお子様は、4月診療分からこども医療費が優先となります。
- ③ 学校等の管理下で発生したケガや疾病については、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度が優先となり、「こども医療費助成制度」の対象とはなりません。災害共済給付制度をご利用す

る場合は、医療機関等の窓口で「こども医療費受給資格者証」は提示せず、学校等での災害が原因であることを伝えて、自己負担分をお支払いください。

※災害共済給付制度では、保険診療の医療費総額の4割の額が給付されます。また、医療費のほかに、見舞金の給付や万が一の後遺障がいに対する補償がある等、有効な制度ですのでご活用ください。なお、初診から治癒までの保険診療分総額が5,000円未満（自己負担額1,500円未満）の場合は給付対象外となりますので、「こども医療費助成制度」をご利用ください。

■問い合わせ先 社会福祉課 ☎(32)8902